

会員規約

第一条（適用範囲）

本規約は、「QUICK PERSONAL」として運営するスポーツクラブ（以下「当クラブ」という。）の利用に関し適用されるものとします。

第二条（会員制度）

当クラブは会員制とします。当クラブに入会される方は、本規約を承諾し、加盟店所定の入会申込書・誓約書等を提出しなければなりません。

第三条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は当クラブの会員になることはできません。

1. 本規約および当クラブの諸規則を遵守できない者
2. 申込者が記載した本人確認ができない者
3. 暴力団または反社会的勢力関係者と本部および加盟店が判断した者
4. 医師等により運動を禁じられている者
5. 伝染病その他、他人に感染するおそれのある疾病を有している者
6. その他、本部および加盟店が会員としてふさわしくないと判断した者

第四条（諸規定の遵守）

会員は本規約ならびに施設利用規則その他当クラブの定める諸規則を遵守しなければなりません。施設および機器の使用にあたっては、記載されたルールおよび店舗の指示に従うものとします。会員は施設内において営利活動、ビジネス活動、勧誘行為等を行ってはなりません。また、他の会員に対するパーソナルトレーニング等の営業行為も禁止します。ドレスコードを遵守し、以下に該当する場合は注意または退場を命じることがあります。

1. 器具を傷つける可能性のある履物
2. 怪我を予見させる可能性のある履物
3. その他当クラブが不適切と判断した服装・履物

暴力、誹謗中傷、迷惑行為、違法薬物の使用を禁止します。

会員資格停止時は施設およびサービスの使用はできません。

第五条（入場の禁止および退場）

当クラブは以下に該当する者の入場禁止または退場を命じることができます。

1. 本規約および諸規則を遵守しない者
2. 反社会的勢力関係者と判断された者
3. 医師により運動を禁じられている者
4. 感染症等を有する者
5. 他者に迷惑を及ぼす言動を行う者
6. 飲酒等により正常な利用ができない者
7. 著しく不潔な身体または服装の者
8. その他本部または加盟店が不適切と判断した者

第六条（退会）

退会を希望する場合は、退会希望月の5日までに入会店舗に来店し、書面による退会届を提出し、月末をもって退会とします。電話での受付は行いません。退会届未提出の場合は在籍扱いとなり、利用の有無にかかわらず会費は発生します。

※GWやお盆、年末年始につきましては上記締め日に変更となることがございます。その際は予めHP及び館内掲示にてご案内いたします。

会費の滞納がある場合は全額支払いをしない限り退会ができません。最低継続期間は6ヶ月間となります。休会期間は継続期間に含みません。継続条件未満で退会する場合は、残期間分の会費を一括支払いのうえ退会となります。

第七条（諸手続き）

退会・休会・コース変更の手続きは毎月5日までとします。

休会取得可能期間は最大3ヶ月間です。

最低継続期間である6か月を経過する前のコース変更については、変更前のコースの通常料金と比較して、変更後のコースの通常料金が高くなる場合（以下「グレードアップ」といいます。）に限り受け付けるものとします。最低継続期間である6か月を経過するまでは、通常料金が低くなるコースへの変更（以下「グレードダウン」といいます。）、通常料金が同額となるコースへの変更、都度利用への変更および退会はできません。最低継続期間である6か月を経過した後は、グレードアップ、グレードダウン、通常料金が同額となるコースへの変更、都度利用への変更および退会をすることができます。コース変更の可否については、コース名称、トレーニング時間または利用回数等ではなく、変更前後の各コースに設定された通常料金を基準として判断するものとします。キャンペーン価格、割引価格その他の特別価格は、コース変更の可否を判断する際の基準には含まれません。

登録情報に変更があった場合は速やかに変更手続きを行うものとします。通知は届け出の最新連絡先へ行い、未達の責任は負いません。

第八条（会員資格の停止および除名）

以下に該当する場合、入館停止または除名とします。

1. 第五条違反
2. 迷惑行為・宗教活動・営業行為
3. 規約違反
4. 会費滞納
5. 虚偽申告
6. 施設破損
7. その他不適切行為

会費未納の場合、神田お玉ヶ池法律事務所へ債権委託する場合があります。支払期限超過時は元本に対し年 14.3%の延滞金を加算します。停止期間中も会費は発生し、既納金の返還は行いません。

第九条（資格喪失）

1. 退会
2. 死亡
3. 除名
4. 運営上重大な理由による閉鎖

第十条（会員資格の譲渡禁止等）

会員資格の譲渡・売買・貸与・名義変更・担保設定・相続等は禁止します。

違反が確認された場合、違約金 5 万円を会員資格保有者および会員資格の譲渡・売買・貸与・名義変更・担保設定・相続先の者に対して請求します。

第十一条（会費等）

支払方法はクレジットカードまたは口座振替とします。引き落とし日についてはクレジットカードは毎月 20 日、口座振替は毎月 27 日に翌月分の月会費が引き落とされます。会費は、店舗が定める金額を所定の方法で支払うものとし、既納の会費は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。

継続条件が満了となるまでは退会はできません。いかなる理由がありましても翌月の返金は致しません。

会員には、実際の施設利用の有無にかかわらず、本会員契約が定める諸費用をすべて支払う義務があり、退会月までは支払わなければなりません。（会費には施設管理費が含まれているため。）

第十二条（料金改定）

各店舗は、別に定める会費・手数料または利用料等の改定を行うことができます。規約の改定を行なう場合、1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第十三条（営業日・営業時間）

クラブの営業日および営業時間については、別に定めます。

第十四条（利用制限）

当クラブは、必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、1週間前までにその旨を告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。またこれにより会員の会費等の支払義務が縮減、停止されることはありません。

第十五条（休業）

当クラブは次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

- (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと加盟店が判断し、営業を困難と認めたとき
- (2) 施設の点検、補修または改修をするとき
- (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
- (4) その他加盟店が休業を必要と認めるとき

第十六条（閉鎖・変更）

当クラブは、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

- (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと本部・加盟店が判断し、営業を不可能と認めたとき
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他加盟店の経営上止むを得ざる事由が発生したとき

第十七条（遺失物・忘れ物の取り扱い）

会員または施設利用者が当クラブ内に忘れ物または遺失物をした場合、当クラブはこれを一定期間保管するものとします。忘れ物および遺失物の保管期間は、発見日を含めて2か月間とし、保管期間経過後は、法令に定めがある場合を除き、当クラブの判断により処分できるものとします。なお、飲食物、衛生上または保管上支障がある物品については、保管期間にかかわらず、当クラブの判断により速やかに処分することがあります。当クラブは、忘れ物または遺失物の保管、管理、返還および処分に関して、故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第十八条（賠償責任）

当クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について加盟店および本部は一切の責任を負いません。会員は、自己の責に帰すべき原因により、施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第十九条（解散）

当クラブは止むを得ざる事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、施設を解散することができます。解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、予告期間を短縮することができます。当クラブの解散の場合、会員に対し特別の補償は行いません。

第二十条（通知）

本規約および当クラブの諸事情に関する通知または予告は、当クラブ所定の場所に提示する方法により行います。

第二十一条（規約改定）

当クラブは、本規約、細則、利用規定、その他運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

第二十二条（準拠法・管轄裁判所）

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と本部および加盟店の間で訴訟の必要が生じた場合、千葉地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。